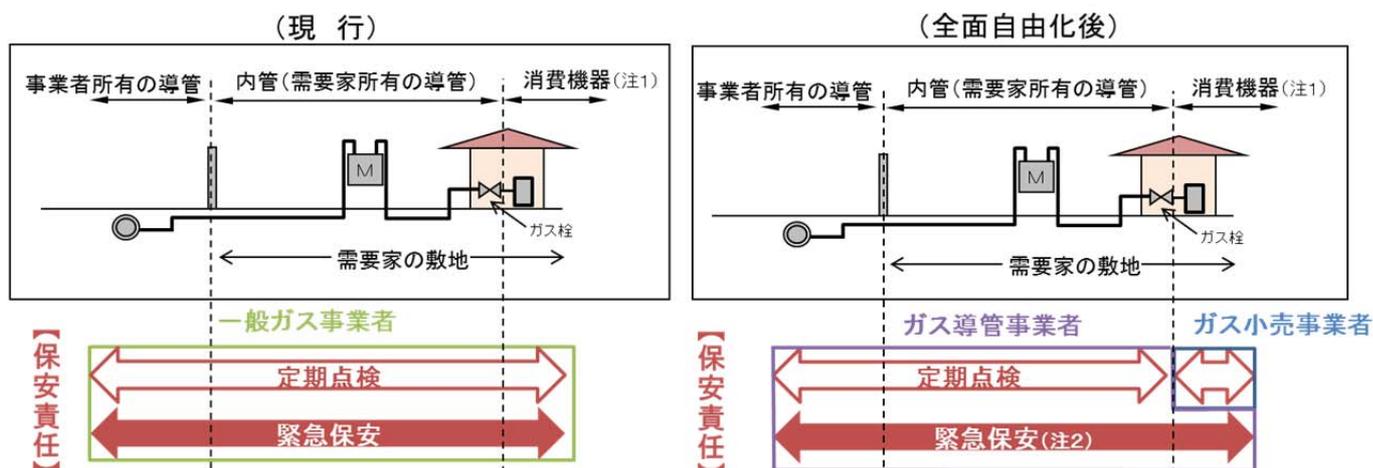


改正ガス事業法における保安責任区分、参照条文等

＜参考 1＞改正ガス事業法における保安責任区分



(注1) ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2) ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

＜参考 2＞改正ガス事業法における参照条文

(ガス工作物の維持等)

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

(ガス工作物の所有者又は占有者の責務)

第六十二条 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定に

よりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

- 2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。
- 4 前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

(保安規程)

第六十四条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第六十九条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

- 2 一般ガス導管事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般ガス導管事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。

- 2 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

(消費機器に関する周知及び調査)

第一百五十九条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

- 2 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。
- 3 ガス小売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。
- 4 ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。
- 5 ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者は、その供給に係るガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給に係るガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、速やかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。
- 6 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(保安業務規程)

- 第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 2 ガス小売事業者は、保安業務規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
 - 4 ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。
 - 5 前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管業者に準用する。

(ガス事業者間の連携協力)

- 第一百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告の徴収)

- 第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるとこ

ろにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2・3 (略)

＜参考3＞現行ガス事業法施行令における参照条文

(報告の徴収)

第十一条 法第四十六条第一項の規定により経済産業大臣がガス事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号（大口ガス事業者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項とする。

- 一 ガスの供給業務の運営に関する事項
- 二 ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
- 三 会計の整理に関する事項
- 四 消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項

2～4 (略)

＜参考4＞現行ガス事業法施行規則における参照条文

第一百十二条 ガス事業者は、ガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたもの（令第六条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故	報告の方式	報告期限		報告先
		速報	詳報	
一 ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故	ガス事故速報（以下「速報」という。）及びガス事故詳報（以下「詳報」という。）	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び当該事故に係るガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下「所轄産業保安監督部長」という。）
二 工事中のガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故				
三 ガスの供給に支障を及ぼした事故（以下「供給支障事故」と				

<p>いう。)であつて、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数(以下「供給支障戸数」という。)が五百以上のもの(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>四 ガスの製造に支障を及ぼした事故(以下「製造支障事故」という。)であつて、ガス発生設備の運転を停止した時間(以下「製造支障時間」という。)が二十四時間以上のもの(第十二号に掲げるものを除く。)</p>				
<p>五 ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故(第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>六 工事中のガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故(第二号に掲げるものを除く。)</p> <p>七 供給支障事故であつて、供給支障戸数が三十以上五百未満のもの(第十二号に掲げるもの)</p> <p>八 製造支障事故であつて、製造支障時間が十時間以上二十四時間未満のもの(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p>九 最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故(第一号から前号まで及び第十二号に掲げるものを除く。)</p>	速報及び詳報	事故が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
<p>十 最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故(第一号から第八号まで及び第十二号に掲げるものを除く。)</p>	詳報		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
<p>十一 ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故</p>	速報及び詳報	事故が発生した時	事故が発生し	所轄産業保安監督部長

(第一号、第五号及び第十二号に掲げるものを除く。)		から二十四時間以内可能な限り速やかに	た日から起算して三十日以内	
十二 台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故又は供給支障事故であつて、経済産業大臣が指定するもの	速報及び詳報	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣が指定する期限	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
十三 ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（第一号から前号までに掲げるものを除く。）	詳報		事故が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十四 消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故 十五 消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（前号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに	事故の発生を知つた日から起算して三十日以内	当該事故に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

- 一 事故の発生の日時及び場所
- 二 事故の概要
- 三 事故の原因
- 四 応急措置
- 五 復旧対策
- 六 復旧予定日時
- 七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号又は第十五号に掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳報は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあつては様式第六十九の報告書を、第十四号及び第十五号に掲げる事故にあつては様式第六十九の二の報告書を提出して行わなければならない。